

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から同年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年1月から同年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、60歳の誕生日を迎える少し前に、社会保険事務所（当時）から「21か月分の未納期間があるので、60歳から任意加入して、未納月分の保険料を納めれば年金が満額支給される。」と言われ、疑問に思ったものの、言われるままに保険料を納付してしまった。

しかし、私は昭和44年10月に婚姻し、申立期間を含む婚姻後の保険料は、義父又は義母が家族の保険料を町内会の集金人に納付していたはずである。

申立期間における夫及び義父母の保険料が納付済みとなっており、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、婚姻後の昭和44年11月から60歳到達までの期間（約38年間）において、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫及び義父母は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人家族の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、A市役所が昭和44年10月24日に発行した国民年金手帳保管証を所持しており、婚姻直後に国民年金の氏名及び住所変更手続を行っていることが確認できる。

加えて、申立人が所属する町内会の元班長は、申立内容のとおり、当時、同

町内会において保険料の集金が行われていた旨証言していることから、納付意識の高い申立人の義父母が、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年7月までの期間、38年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年7月まで
② 昭和38年2月から同年3月まで
③ 昭和40年7月から41年6月まで
④ 昭和43年4月から同年12月まで
⑤ 昭和44年5月から同年7月まで
⑥ 昭和47年8月から50年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私の国民年金の加入手続及び保険料納付は母が行っていた。何度か就職と退職を繰り返したが、いずれも両親と同居しており、申立期間の保険料は居住していた地域の自治会での集金により納付を行っていた。

同居していた母の保険料がすべて納付済みであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立期間①は4か月、申立期間②は2か月とそれぞれ短期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人は、居住していた地域の自治会での集金により保険料を納付していたとするところ、A市役所作成の「国民年金保険料取りまとめ受託者名簿」により、申立人が居住していた地域の納付組織が確認できる上、申立

人は、自治会記号番号が記入されている昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 38 年 4 月から同年 6 月までの期間の「国民年金保険料預り証」を所持していることを考慮すると、納付意識の高い申立人の母が、自身の保険料と一緒に申立期間①及び②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間③、④、⑤及び⑥のうち昭和 47 年 8 月から 48 年 9 月までの期間について、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、オンライン記録により、平成 6 年 1 月 7 日に昭和 41 年 7 月から 47 年 7 月までの厚生年金保険加入期間（4 期間）が追加されたのに基づき国民年金の記録が訂正されたことが確認でき、その訂正前は、40 年 7 月から 48 年 9 月までが連続した一つの未加入期間であったと考えられることから、申立人の母が、申立人が会社を退職した都度、国民年金の切替手続きを行っていたとは考え難い。

さらに、国民年金被保険者台帳（紙台帳・旧台帳）、特殊台帳（新台帳）及び A 市役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）により、申立期間③、④、⑤及び⑥のうち昭和 47 年 8 月から 48 年 9 月までの期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

- 3 申立期間⑥のうち昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間について、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録により、48 年 10 月 1 日に強制加入被保険者として加入していることが確認できるものの、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料と一緒に納付していたとするその母は、46 年 3 月で自身の保険料納付を終了していることなど、申立人の保険料を納付した事情も見当たらない。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和56年10月31日から同年11月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和56年5月1日、資格喪失日が同年10月31日となっているが、私は、同事業所に同年4月1日から同年10月31日まで勤務したと記憶しているので、資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は同年11月1日となるはずである。

私は、A事業所発行の前歴証明書及びB事業所提出の個人別履歴台帳を保管しており、当該資料において、申立期間①及び②についても、A事業所で勤務していたことが確認できるので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所発行の申立人に係る前歴証明書及びB事業所提出の申立人に係る個人別履歴台帳から、申立人が、申立期間①において、A事業所で勤務していたことが確認できる。

また、A事業所において、申立期間①直後の昭和56年7月1日から社会保険事務を担当している職員は、同事業所における職員の厚生年金保険への加入について、「私の知る限りでは、職員は採用と同時に厚生年金保険に加入している。」と証言している。

さらに、申立人が、自身と同様にB事業所から派遣された同職種の従業員として氏名を挙げる職員は、その証言内容から、A事業所での勤務開始日と同事業所における厚生年金保険の加入日が一致していることがうかがえる上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①の前後に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる職員11人のうち10人は、「A事業所での勤務開始日と厚生年金保険の加入日は一致している。」と証言している。

加えて、オンライン記録から、申立人は、A事業所において、昭和56年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人が、自身と同様にB事業所から派遣された同職種の従業員として氏名を挙げる二人の職員の証言から、申立人の申立期間①と厚生年金保険被保険者期間との間で、その業務内容や雇用形態等に変更は無いことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和56年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、上記前歴証明書及び個人別履歴台帳から、申立人は、申立期間②において、A事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が、自身と同様にB事業所から派遣された同職種の従業員として氏名を挙げる職員は、オンライン記録において、A事業所における厚生

年金保険被保険者資格喪失日直後に、次の勤務先で被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該職員は、申立人について、「私と申立人は同じ立場で勤務していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年10月の定時決定の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届けたものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から同年12月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

この期間は、A社の支店間転勤に伴う欠落期間であり、同社には継続して勤務していた。厚生年金保険料は毎月給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年11月20日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和38年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月21日から46年2月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和42年3月16日にA社に入社以来、現在まで、同社に継続して勤務している。入社時は、同社の本社に勤務していたが、45年9月ごろ、同社B工場に異動したと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びA社の回答から、申立人は同社に継続して勤務し（A社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係るA社本社から同社B工場への異動日について、申立人は、「昭和45年9月ごろ、出張でB工場に勤務し、その後何度か同工場と本社を行き来しながら、そのまま同工場へ配属された。」と申し立てしているところ、申立人は、申立期間中、同社B工場において雇用保険に加入していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同様に、同社本社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同社B工場において資格を取得したことが確認できる従業員のうちの二人は、「申立期間当

時、申立人はA社B工場に異動となっていた。」と証言していることから、申立人の異動日は、昭和45年12月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和46年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年8月までの期間及び同年9月から53年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から45年8月まで
② 昭和45年9月から53年4月まで

私は60歳になる少し前に、年金手帳に記載された氏名の間違いを訂正してもらうため社会保険事務所(当時)に出向き、併せて自身の年金記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていた。このため、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、同様に未納となっていた。

申立期間①について、私は、当時A市のアパートに住んでおり、国民年金の加入手続については記憶が定かではないものの、保険料についてはそのアパートの管理人に家賃と一緒に納めていた。そのアパートでは、他の賃借人も同様の方法で保険料を納めていた。

申立期間②について、私はB市の実家に戻った後、2か月ほどして就職が決まったのでB市役所において住所異動手続を行い、その際、国民年金の手続も併せて行ったと記憶している。また、保険料は、当時取引のあった銀行の行員が毎月家に来ていたので、母がその行員に支払っていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和44年1月ごろに払い出されたものと推認できるものの、申立人は、保険料を納付したとするアパートの管理人及び他の賃借人の氏名等を記憶していない上、当該アパート所在地の近隣住民に聴取したものの、当該

アパートは現存しておらず、管理人の所在も不明としていることから、保険料の具体的な納付状況について証言を得ることができない。

また、A市役所作成の国民年金被保険者名簿には、「納付・免除 (有)・無」のゴム印が押されており、納付又は免除の記録があった可能性は否定できないものの、その「検認記録」欄において納付又は免除の事実は確認できない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の「備考」欄には、申立人に関して「納・免」のゴム印が押された後、取消線が引かれていることから、上記国民年金被保険者名簿の「納付・免除 (有)・無」の記録は、誤りであった可能性が高いものと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧である上、国民年金手帳記号番号払出簿の「備考」欄には、申立人に関して「不在」のゴム印が押されており、転出先の不明な不在被保険者として整理されたものと推認でき、その後、「不在」の取消し及び転出先の追記もされていないことから、申立人は、転出先のB市において国民年金の加入手続を行わなかった可能性がうかがえる。

また、申立人は、自身の保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母は既に亡くなっているため、保険料の具体的な納付状況が不明である。

- 3 申立期間①及び②について、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月及び同年5月

年金問題が話題になったことから、自分自身の年金記録が不安になり、主人と一緒にA社会保険事務所（当時）に行き、記録を確認したところ、担当職員から「二人の年金は大丈夫ですよ。」と言われ安心していった。その後、「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、国民年金の大切さを知っていたし、申立期間当時は退職金も入り、保険料は金額的にもさほど多額でなかったので納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成8年8月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

また、B市役所作成の国民年金被保険者名簿の「資格得喪関係」欄には、申立期間の資格取得日及び喪失日が記載されているものの、納付記録は確認できない上、「氏名及び住所」欄には、婚姻後の氏名及び住所しか記載されていないことから、同名簿は、婚姻後の平成7年9月以降に作成され、その際、申立期間の資格取得日及び喪失日がまとめて記載されたと考えられる。このことから、申立期間当時は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1173

第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月から16年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月から16年9月まで
「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、A区役所において、国民年金保険料の2年の時効を知り保険料納付ができなくなると聞いたので、納付時期や納付場所は覚えていないが、古い時期の未納分から先にさかのぼって納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、さかのぼって保険料納付をした記憶はあるものの、納付時期や納付場所など納付状況に関する記憶が不特定であり、その事実を確認することはできない。

また、申立期間は、平成9年1月以降の期間であり、年金記録管理事務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低くなったところである上、平成14年度からは、国による保険料の直接収納が始まったことにより、更に、その可能性は低くなった。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年から 34 年まで
② 昭和 37 年 4 月から 39 年 5 月ごろまで

以前、別の会社に係る勤務期間について、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、今回、新たに二つの会社の勤務期間についても思い出したので、年金事務所に照会したところ、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①中は、A都道府県B市にあったC事業所に勤務していた。

申立期間②中は、D社E工場の下請会社であったF社に勤務し、業務に従事していた記憶がある。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C事業所の元事業主の妻は、「中学校を出たばかりの申立人が、数か月間勤めていたことを記憶している。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記元事業主の妻は、「昭和 28 年から、個人事業として開業していたが、従業員は、事業主であった主人を入れても 3、4 人だった。会社は長い期間厚生年金保険には加入しておらず、法人格を取得した 52 年に加入した。」と証言しているところ、オンライン記録によると、C事業所は、G社として昭和 52 年 10 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記元事業主は既に亡くなっているため、申立人の申立期間①に係

る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、申立人は申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、「F社に勤務していた。」と申し立てているところ、申立人が氏名を挙げる元同僚が、「申立人は、F社に勤めていた。時期は、昭和40年代だったと思うが、勤務期間は数か月間だったと思う。」と証言していることから、申立人が主張する昭和37年4月ごろから39年5月ごろまでの期間ではなく、昭和40年代において、期間は特定できないものの、申立人がF社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間②当時、F社に勤務していた元従業員は、「当時は、従業員の出入りが激しく、技術を持った人や勤務して1年近く経過した人しか、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、上記元同僚も、「厚生年金保険には、勤務開始後すぐに加入したわけではなく、しばらく勤務してから加入したと思う。」と証言していることから、勤務期間が短期間であったことがうかがえる申立人は、厚生年金保険の加入対象者として扱われていなかったことが推認できる。

また、F社の事業主は既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、オンライン記録には、申立期間②及びその前後の期間を含めて申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人は申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年7月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間中は、A社B工場に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

給与明細書等の資料は無いが、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているが、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓（旧姓）同名の者（生年月日は、昭和4年*月と記載）の加入記録が確認できるところ、当該記録では、昭和17年4月1日に資格を取得し、18年6月1日に資格を喪失していることが確認できるが、女子に厚生年金保険制度が適用されるようになったのは19年10月1日からであることから、当該記録は、健康保険の被保険者記録であることが確認できる。

また、申立人は、「昭和18年4月にA社B工場に就職した後、父が20年1月に亡くなったので、その後終戦前に家業を手伝うために退職した。」と申し立てているところ、戸籍により、申立人の父は、昭和18年*月*日に死亡していることが確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げている当時の同僚は、A社B工場に係る健康保

険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和18年4月1日に健康保険に加入していることが確認できるところ、当該同僚は、「申立人は、私より1歳年上なので、1年早く就職しているはずである。父親が亡くなって、早く辞めたと思うが、終戦までは勤務していなかったはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の記録であることがうかがわれる上記健康保険被保険者記録により、申立人は、昭和17年4月1日からA社B工場勤務し、その父が亡くなった18年*月*日の後の同年5月31日には当該事業所を退職したことが推認できることから、女子に厚生年金保険制度が適用されるようになった19年10月1日よりも前に、すでに当該事業所を退職していた申立人は、厚生年金保険被保険者とはなり得なかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 1 日から 62 年 9 月 26 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務した申立期間における標準報酬月額について、国の記録と自分の記憶する給与額が相違していることが分かった。

私は、申立期間当時、A社が経営していたBセンターのセンター長として勤務し、毎月 18 万円ないし 19 万円程度の給与が支給されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「Bセンターのセンター長として勤務し、毎月 18 万円ないし 19 万円の給与を支給されていた。」と申し立てているが、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 58 年 6 月から 62 年 8 月までの期間は 9 万 8,000 円とされており、^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、申立人が氏名を記憶している元従業員の二人のうち一人は、申立人の前任者である元センター長の氏名を挙げているが、オンライン記録から、当該元センター長のA社における標準報酬月額は 15 万円であることが確認できる上、そのほかの元従業員一人の同社における標準報酬月額は 7 万 2,000 円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚等の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を保管していない上、A社の元事業主は、「当時の資料は無く、すべて不明である。」と回答していることから、申立人の申立てどおりの給与の支給及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月21日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、昭和26年11月から29年3月までA社に継続して勤務し、その間、厚生年金保険料は控除されていたと記憶している上、年金手帳の厚生年金保険の記録欄には、26年11月1日から29年4月1日まで、同社で厚生年金保険に加入していることが記載されているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年11月から29年3月までA社に継続して勤務していた。」と申し立てているが、A社は既に解散している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる事業主、及び申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、いずれも既に亡くなっているか、その所在が不明であり、照会することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。